

## 離婚協議書（案）

（※本協議書案はあくまで一般的文例を記載したものであり、個々の事案により、文言・条項を追加、削除又は変更すべき場合があります。当事務所弁護士の直接の面談によるアドバイスを受けられない場合、当事務所としては責任を負いかねますので、この旨ご了承ください。）

（※書面作成の際、※部分の記載は省いてください。）

A（以下「甲」という）と、B（以下「乙」という）とは、AB間夫婦関係解消等について協議を行い、本日、以下のとおり合意した（以下「本協議による合意」という。）。

第1条 甲と乙とは、本日、協議離婚することを合意した。甲及び乙は、いずれも離婚届に甲乙署名捺印し、甲はこの離婚届を乙に渡し、乙は、関係行政機関に対し速やかにその届け出をする。

（※署名捺印した離婚届の届出を甲がする場合には、甲乙逆にしてください。）

第2条 甲と乙は、甲乙間の子C（平成◆年◆月◆日生）の親権者を乙と定めるものとする。

（※親権者を甲と定める場合、最後の乙を甲に変えます。）

（※未成年の子が2人以上の場合は、子全員につき、子誰々生年月日を追加してください。また、1人1人の子の親権者を甲乙どちらと定めるのかを明確に記載してください。さらに、甲乙のいずれかが複数又は全員の子の親権者となる場合、「いずれも乙と定める」というように、「いずれも」という言葉を足してください。）

第3条 乙は甲に対し（※逆の場合は、「甲は乙に対し」）、子Cの養育費として（※子が複数の場合には「前条の子らの養育費として」と文例を変更します。）、平成◆年◆月から子Cが（※子が複数の場合、「子らがそれぞれ」と文例を変更します。）満20歳に達する日の属する月まで、（※子が複数の場合、「一人につき」を追加します。）月額◆円を、毎月◆日限り、◆銀行◆支店◆名義普通預金口座（口座番号◆）に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は◆（※←甲乙のうち養育費支払義務者を記載します。）の負担とする。

（※「子の進学、病気等の事情により特別の支出が必要となる場合、当該支出の負担については甲乙別途協議のうえ、これを定める。」などの文例を紹介しておきます。必要に応じて追加を検討してください。）

第4条 甲は乙が（※逆の場合は、「乙は甲が」）子Cと（※子が複数の場合には「第2条の子らと」と文例を変更します。）月に◆回程度、面接交渉することを認める。その具体的日時・場所・方法については、子の福祉を尊重し、甲乙協議して定める。

（※面会の条件については個々の事案の内容により具体的に書く等の変更が考えられ

ます。)

第5条 甲及び乙は、甲乙間の別紙情報にかかる年金分割について、請求すべき按分割合を0.5と定めることに合意した。

(※年金分割をしない場合には、その合意を文言にする必要があります。これについては、当事務所にお問い合わせください。)

第6条 乙は甲に対し(※逆の場合は、「甲は乙に対し」)、甲乙の離婚に伴う慰謝料として金◆円の支払義務があることを認め、これを平成◆年◆月◆日限り、◆銀行◆支店◆名義普通預金口座(口座番号◆)に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は◆(※←支払義務者)の負担とする。

(※分割払いの場合には文言を変更すべき箇所があります。)

(※また、たとえば、解決金という名目で金の支払いを取り決めた場合、「慰謝料」が「解決金」となります。さらに、財産分与として金銭の給付を受ける場合、「慰謝料」が「財産分与」となります。財産分与が金銭の支払のみで慰謝料も発生する場合には、総額いくらとして一つの条項で記載する場合があります。詳細については当事務所にご連絡ください。)

第7条 乙は甲に対し(※逆の場合は、「甲は乙に対し」)、甲乙の離婚に伴う財産分与として、別紙物件目録記載の不動産を分与する。

2 乙は甲に対し(※逆の場合は、「甲は乙に対し」)、本日、前項記載の不動産につき、財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする。登記手続費用は甲(※乙の場合には乙に変更します。)の負担とする。

(※第7条は不動産の財産分与を受ける場合の条項の一例となります。どのような財産の分与を受けるかにより、文言も変わります。不動産が共有財産として存在する場合の取り決めは、難しい面があり、専門家によるアドバイスを受けることが望ましいといえます。)

(※物件目録の記載方法・綴じ方にも留意しなければなりません。)

第8条 甲及び乙は、以上をもって、本件離婚に関する一切を解決したものとし、甲乙間には、本件に関し、本離婚協議書に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本協議による合意を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々署名捺印して各1通ずつ保有する。

平成 年 月 日

(甲)

住 所

氏 名

印

(乙)

住 所

氏 名

印